

那須塩原市中小企業産業財産権取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、中小企業産業財産権取得補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、中小企業者に対し産業財産権の出願に要する費用の一部を補助することにより、新たな開発や事業の創出等に対する意欲を助長し、中小企業者の製品開発力や競争力を高め、経営基盤の安定及び体質強化を図り、もって本市の中小企業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 産業財産権 次に定める知的財産権をいう。
 - ア 特許法（昭和34年法律第121号）第66条に規定する特許権
 - イ 実用新案法（昭和34年法律第123号）第14条に規定する実用新案権
 - ウ 意匠法（昭和34年法律第125号）第20条に規定する意匠権
 - エ 商標法（昭和34年法律第127号）第18条に規定する商標権

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 中小企業者のうち、法人にあつては市内に本社を有し、個人にあつては市内に住所を有すること。
- (2) 市内で1年以上同一事業を営んでいること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が自ら開発した製品、技術、意匠等に係る産業財産権の取得のための出願事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 出願料
- (2) 出願審査請求手数料（出願の届出日と同一年度内に請求されたものに限る。）
- (3) 弁理士手数料

(補助率及び補助限度額)

第7条 補助対象事業の補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、補助限度額を、特許権については20万円、実用新案権、意匠権及び商標権については10万円とし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の額を算出する場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

- 2 複数の者が共同で産業財産権の出願を行う場合は、当該者の補助対象経費の負担金額に基づき、それぞれの補助金の額を算出する。
- 3 補助対象者は、同種の産業財産権取得のための出願事業について、同一年度内に重複して補助金の交付を受けることはできない。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 事業収支予算書（様式第2号）
- (3) 個人にあつては住民基本台帳法に基づく住民票の写し、法人にあつては法人登記の登記事項証明書
- (4) 個人にあつては那須塩原市税の納税証明書、法人にあつては法人及び代表者の那須塩原市税の納税証明書（発行から3月以内のもので、現に市税の滞納がないことを証明するもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して1月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第12条に規定する補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 規則第12条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（様式第3号）
- (2) 事業収支決算書（様式第4号）
- (3) 出願に係る申請書、通知書等の写し
- (4) 詳細説明書、写真、図面、パンフレット等
- (5) 補助対象事業に要した経費の支出を証する書類の写し
（補助金の見直し）

第10条 市長は、この補助金の交付の実施について、平成31年4月1日から5年を経過するまでに、その運用状況、実施効果等を検証し、見直しを行うものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

様式第1号（第9条関係）

事業計画書

業種 (該当する□にレ を記入)	□製造業 □建設業 □運輸業 □卸売業	
	□サービス業 □小売業	
	□その他の業種 ()	
資本金	円	
従業員数 (正社員数)	人	
連絡先	部署名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
出願予定時期	年 月 予定	
共同出願者	住所	
	名称	
	代表者	
	電話番号	
出願内容		
弁理士等	住所	
	名称	
	電話番号	

事業収支予算書

（申請団体等の名称）

（ 年 月 日提出）

【収入の部】

（単位：円）

費目	予算額	備考
市補助金		
自己資金		
合計		

【支出の部】

（単位：円）

費目	予算額	備考
出願料		
審査請求料		
弁理士手数料		
その他の経費		
合計		

様式第3号 (第10条関係)

事業報告書

出願年月日	年 月 日	
共同出願者 (共同出願の場合)	住所	
	名称	
	代表者	
	電話番号	
出願内容 (概要)		
弁理士等	住所	
	名称	
	電話番号	
出願の経過		
その他		

事業収支決算書

（申請団体等の名称）

（ 年 月 日提出）

【収入の部】

（単位：円）

費目	決算額①	予算額②	差引 (① - ②)	備考
市補助金				
自己資金				
合計				

【支出の部】

（単位：円）

費目	決算額③	予算額④	差引 (③ - ④)	備考
出願料				
審査請求料				
弁理士手数料				
その他の経費				
合計				